

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	高等教育機関の認証評価と質保証の課題
他言語論題 Title in other language	Accreditation and Quality Assurance for Higher Education
著者 / 所属 Author(s)	東 弘子 (AZUMA Hiroko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 文教科学技術課長
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	899
刊行日 Issue Date	2025-11-20
ページ Pages	79-99
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	高等教育機関の活動を定期的に評価し、評価結果を踏まえた改善を促す目的で実施される認証評価制度の見直しが議論されている。制度導入の経緯と概要、識者の指摘、中教審の審議動向を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

高等教育機関の認証評価と質保証の課題

国立国会図書館 調査及び立法考査局
文教科学技術課長 東 弘子

目 次

はじめに

I 我が国の認証評価制度

- 1 評価と質保証
- 2 外部質保証としての認証評価制度導入の経緯
- 3 認証評価制度の概要

II 海外の制度型評価

- 1 概況
- 2 英国（イングランド）の制度

III 認証評価制度の課題と中教審における議論

- 1 認証評価制度の課題
- 2 中教審における議論
- 3 認証評価と質保証の在り方に関する指摘

おわりに

キーワード：高等教育、認証評価、自己評価、第三者評価、質保証

要 旨

- ① 我が国の高等教育の質保証は、設置時の認可と、設置後の教育研究活動の評価の組合せで成り立っている。従来は、設置時の認可が厳格で、実質的に質保証の機能を果たしていたが、平成 3 (1991) 年の大学設置基準の大綱化により事前規制が大幅に緩和された。質保証の機能を補完するものとして、平成 16 (2004) 年に認証評価制度が導入された。
- ② 全ての高等教育機関は、定期的に文部科学大臣の認証を得た評価機関による第三者評価（認証評価）を受けることが義務付けられている。認証評価は、認証評価機関が定める大学評価基準に従って行われ、評価結果は「適合」又は「不適合」のいずれかで示される。評価結果が高等教育機関の存続や、国からの資金配分に影響することはない。
- ③ 設置時の認可と設置後の評価の二段階で質保証を行う点で我が国と共通する英国（イングランド）では、独立公共機関である学生局による登録制度（登録維持を含む。）と、高等教育機関の教育等の卓越性を審査する「教育卓越性・学習成果評価枠組み（Teaching Excellence and Student Outcomes Framework: TEF）」によって質保証が行われている。TEF では、卓越性が認められると金、銀又は銅の格付けによって評価結果が示される。
- ④ 我が国において認証評価制度が導入されてから約 20 年が経過する中で、多大な事務作業を要することに起因する評価疲れ、複数の認証評価機関によって実施される評価の客観性・公平性の確保、評価結果の活用の不十分さ等、様々な課題が指摘されている。中央教育審議会は、新たな高等教育の質保証・向上システムを構築することを提案している。
- ⑤ 令和 7 (2025) 年に中央教育審議会の下に設けられた有識者によるワーキンググループは、現行の認証評価制度の様々な課題を把握した上で、学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築、社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現、効果的かつ効率的な評価の実現を目指し、新たな評価制度の構築に向けた議論を行っている。
- ⑥ ワーキンググループの議論では、評価に必要な基準・項目の明確化、評価主体である評価機関間の調整組織の設置、学位プログラム単位の評価への転換、認証評価制度以外の評価体系との調整、段階別評価の導入、評価サイクルの見直し、活用しやすい形での評価結果の公表等が検討事項とされている。

はじめに

高等教育機関の認証評価制度が導入されてから約 20 年が経過した。認証評価は、各高等教育機関の活動が、十分にその役割を果たしているかどうかを定期的に確認し、評価結果の公表をもって社会的に評価を受け、評価結果を踏まえて高等教育機関が自己改善を行っていくことを促進する目的で実施されている。約 20 年が経過する中で、評価の準備に要する事務負担等によって引き起こされる評価疲れ、評価の客観性・公平性の確保、評価結果の活用の不十分さ等の様々な課題が指摘され、より実効性のある評価手法への転換が必要とされている。

令和 7 (2025) 年 2 月に中央教育審議会（以下「中教審」という。）が答申した「我が国の「知の総和」向上の未来像—高等教育システムの再構築—」（以下「知の総和答申」という。）は、高等教育が目指す姿として「知の総和」を向上させることを掲げた。その実現のためには、各高等教育機関が教育研究の質を向上させることによって学生一人一人の能力を最大限高めていくことが必要であり、そのための方策の一つとして、新たな高等教育の質保証・向上システムを構築することを求めた⁽¹⁾。その後中教審は、大学分科会に質向上・質保証システム部会を設け、さらに同部会の下に教育・学習⁽²⁾の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループを設置し、新たな認証評価制度の構築に向けて、有識者による検討を行っている。

本稿では、まずⅠで我が国において認証評価制度が導入された経緯と、現行制度の概要を確認する。次に、Ⅱで設置時の認可と設置後の評価の二段階で質保証を行う点で我が国と共通する英国（イングランド）の枠組みを概観する。続いて、Ⅲで認証評価制度に対する有識者の指摘、中教審における議論の動向を整理する。なお、認証評価制度は、全ての高等教育機関（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校）を対象とするものであるが、本稿においては主に大学の認証評価を扱う。

Ⅰ 我が国の認証評価制度

本章ではまず「評価」とは何か、続いて評価を通じて行われる「質保証」の内容を踏まえた上で、我が国の認証評価制度導入の経緯、現行制度の概要を確認する。

1 評価と質保証

(1) 評価の類型

大学の「評価」という場合、どのような評価を想定するであろうか。評価には大きく分けて、公的機関が行う「制度型評価」と、大学ランキングのような形で情報の販売を目的としてなされる「市場型評価」がある。本稿で扱う認証評価は制度型評価の一つであるが、初めに両者の違いについて確認しておく。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 7 (2025) 年 10 月 16 日である。また、組織名、役職名等は当時のものをそのまま記載する。

(1) 中央教育審議会「我が国の「知の総和」向上の未来像—高等教育システムの再構築—（答申）」2025.2.21, pp.5, 20-22. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20250221-mxt_koutou02-000040400_1.pdf>

(2) 高等学校までの「学習」との対比で、高等教育機関での学びは「学修」と表記される場合が多い。本稿においては、名称等に用いられている場合を除き、原則として「学修」の表記を用いる。

制度型評価には次の特徴がある。第一には、評価そのものが目的なのではなく、大学で行われる研究及び教育活動の改善、更にはその質保証と向上のために実施される評価であること、第二に、大学に対する補助金や助成金といった資源配分と関連付けられる場合があること、第三に市場型評価とは異なり評価行為そのものが営利目的ではないこと、第四に、評価の主体が大学自身や第三者機関であることである⁽³⁾。我が国の公益財団法人大学基準協会や独立行政法人大学改革支援・学位授与機構等が行う認証評価、米国のアクレディテーション団体⁽⁴⁾や専門職団体による大学評価や専門プログラム評価、英国の高等教育質保証機構（Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA）やフランスの大学評価委員会による評価などが制度型評価に該当するが、その目的、実施形態、評価内容は様々である⁽⁵⁾。

市場型評価は、商品としての評価を目的とするものであり、民間情報誌など複数の評価主体による評価であること、大学に対する消費者の期待や要求を反映する面を持つこと、必ずしも順位付けとは限らないが、数量化による分かりやすさの面等からランキングである場合が多いといった特徴がある⁽⁶⁾。我が国においても、就職率、財政、入試、メディアへの発信度等の多様な指標に基づく評価誌が刊行されている。また、世界的に著名なものとしては、英国の教育誌タイムズ・ハイヤー・エデュケーション（Times Higher Education: THE）による世界ランキング⁽⁷⁾があり、毎年の発表時には我が国の大学の順位が注目を集めるほか、過去には政府の政策文書において、世界大学ランキングトップ 100 に 10 校以上入ることが目標として掲げられる⁽⁸⁾など一定の影響を持つ。

この大学ランキングの存在は、外部評価の仕組みとして無視できないとされる。グローバル化の進展に伴い、留学や研修を含めて世界の大学で学生が移動する機会、研究者や教員が移動する機会、共同研究の機会及び学術・交流協定数が増え、その際に大学を選択する情報として大学ランキングの活用が顕著になってきたという。ただし、ランキングは一つの物差しの上で順序付けをする性質を持ち、規模や学部編成、設置形態、地域特性等が大幅に異なる大学を一元的に並べることは、大学の画一化を招くおそれがあるとの指摘がある⁽⁹⁾。

(3) 小林雅之「大学の質保証とランキング」山田礼子編著『高等教育の質とその評価—日本と世界—』東信堂、2016、pp.73-74。

(4) アクレディテーションとは、質の保証・改善を目的として高等教育機関や教育プログラムの審査を行うために実施される第三者評価手法の一つで、米国においてこれを担うアクレディテーション団体は、高等教育に関する民間非営利団体である CHEA 又は連邦教育省の認定を受けなければならない。『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要—アメリカ合衆国— 2016 年版』大学評価・学位授与機構、2016、pp.24、28-30。<https://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/usa/overview_us2_j.pdf>

(5) 小林 前掲注(3)、p.73。

(6) 同上、p.75。

(7) “World University Rankings.” Times Higher Education website <<https://www.timeshighereducation.com/world-university-rankings>>

(8) 「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) p.36。内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/saikou_jpn.pdf>

(9) 大学改革支援・学位授与機構編著『内部質保証と外部質保証—社会に開かれた大学教育をめざして—』（大学改革支援・学位授与機構高等教育質保証シリーズ）ぎょうせい、2020、p.116。大学ランキングの指標の選定や尺度の重み付けは必ずしも明示的とは言えず、教育の質を世界共通で測定することの合意がなされていない中で、ランキングがそれらを正確に反映しているか定かではないため、大学ランキングには改善要素が多いことを認識する必要があるとの指摘もある。山田礼子「高等教育の質評価の将来」同編著 前掲注(3)、pp.247-248。

(2) 質保証

評価は高等教育の質をいかに保証していくかという問題と密接に関連している。質保証とは、一般的には利害関係者に対して、約束どおりの財やサービスが提供されていることを証明し、説明する行為を指すが、高等教育の質保証は、利害関係者に対して、大学が目指す目標の下、教育が適切な環境の中で一定の水準とプロセスで行われ、成果を上げていることを証明し、説明する行為を指す⁽¹⁰⁾。

我が国の質保証に係る制度は、大学の設置認可による大学設置時の質保証と、設置後の教育研究活動に対する様々な評価による質保証の二つの組合せによって成り立っている。このうち、設置後の評価による質保証には、大学における自主的・自律的な取組である内部質保証と、内部質保証と連動した第三者機関による評価である外部質保証とがある。本稿で扱う認証評価制度は、この外部質保証に相当する。

内部質保証については、平成3（1991）年に「大学設置基準」（昭和31年文部省令第28号）が改正された際に（いわゆる「大学設置基準の大綱化」）⁽¹¹⁾、大学設置に係る事前規制を緩和する代わりに教育研究の質の保証が大学自身による「自己点検・評価」に求められることとなり、大学の自己点検・評価の実施が努力義務となった。その後、平成11（1999）年に自己点検・評価はその結果公表も含めて義務化され、平成14（2002）年には、学校教育法（昭和22年法律第26号）が改正されて、自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規定が法律上明示された。

内部質保証は、教学マネジメント（大学がその教育目的を達成するために行う管理運営）の確立を通じて、教育が十分に機能していることを確認して内外に説明する側面を強調しているとされる。大学は、①卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、②教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、③入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の三つのポリシー（以下「3ポリシー」という。）に基づく、体系的で組織的な教育を展開し、その成果の点検・評価を行い、教育及び学修の質の向上に向けた不断の改善を行うことが必要とされる⁽¹²⁾。

大学の責任で行う内部質保証は大学の教育改善に関わる事項を対象とするが、第三者機関が担う外部質保証は、各大学が内部質保証の枠組みを構築し、適切に運用しているかを間接評価の形で確認するとともに、大学の教育環境の適切性や財務状況等を直接評価することで行われている⁽¹³⁾。

2 外部質保証としての認証評価制度導入の経緯

我が国では、従来、大学の設置認可が厳格であり、実質的に質保証の機能を果たしてきたため、質保証そのものについて議論されることが少なかったとされる⁽¹⁴⁾。平成3（1991）年の大学設置基準の大綱化によって大学設置基準を通じた事前規制が緩められ、設置認可制度が大学の質保証に対して果たすウェイトが低減したのを補完する役割を担うものとして、認証評価制

(10) 大学改革支援・学位授与機構編著 同上, p.24.

(11) 大学設置基準の大綱化は、社会や国民のニーズに迅速に対応可能となるよう大学制度を弾力化・柔軟化するとともに、各大学の自主的な取組を尊重することによって大学制度全体の変革を促すことを目的とするとされた。「大学設置基準の大綱化」児玉善仁ほか編集委員『大学事典』平凡社, 2018, p.599.

(12) 大学改革支援・学位授与機構編著 前掲注(9), p.36.

(13) 早田幸政編著『大学の質保証とは何か』エイデル研究所, 2015, pp.13-16.

(14) 小林 前掲注(3), p.70.

度が整備されることとなった⁽¹⁵⁾。平成 14（2002）年に学校基本法が改正され、平成 16（2004）年から新たに認証評価制度が導入された。これは、大学の教育研究活動等の状況について、国の認証を受けた第三者評価機関が、それぞれが定める評価の基準（大学評価基準）に基づいて大学を定期的に評価し、その結果を社会に向けて明らかにすることによって社会的評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促すことを目的とするものである。導入後、認証評価制度は中教審答申等を踏まえて改善を重ねて現在に至っている。主な経緯を表 1 にまとめた。

表 1 認証評価制度導入及び改善に関する主な動き

年	主な動き
平成 3（1991）年	大学設置基準が改正され、大学設置前の事前規制を緩和する代わりに教育研究の質の保証を大学自身による「自己点検・評価」に求める（実施努力義務）。
平成 10（1998）年	中教審答申「21 世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―」の中で、教育研究の質的向上に資するための評価の必要性が強調され、自己点検・評価の更なる充実を求めるとともに、自己評価結果を検証する第三者評価システムの導入が提言される。
平成 11（1999）年	大学設置基準が改正され、自己点検・評価は実施義務となるとともに、結果の公表が義務化される。また、自己点検・評価結果の外部による検証の実施努力義務が加わる。
平成 14（2002）年	中教審答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において、設置認可の在り方の見直しや国の認証を受けた機関（認証評価機関）が大学を定期的に評価し、評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促す制度を導入することが提言される。これを受けて学校教育法が改正され、自己点検・評価の実施と結果の公表が法律上明示されるとともに、全ての大学が教育研究、組織運営及び施設運営の総合的な状況について、定期的に認証評価機関の評価を受けることが定められる（施行は平成 16（2004）年度から）。
平成 16（2004）年	4 月から認証評価制度が導入される。
平成 20（2008）年	中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」において、大学の自己点検・評価の意義に対する理解が薄く、作業が形式的なものにとどまっていると指摘され、これ以後、各大学における自主的・自律的な質保証の取組の重要性が強調される。
平成 28（2016）年	中教審大学分科会が「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」を取りまとめ、これを踏まえて認証評価機関が評価すべき事項等を定める関係省令が改正され、各大学における内部質保証の確立や大学等の教育の質的転換を促進する認証評価への発展を図ることが目指される。
平成 30（2018）年	平成 28（2016）年の省令改正により、平成 30（2018）年度から、各認証評価機関が定める評価基準に共通項目を追加すること、内部質保証を重視した評価制度に転換すること、設置計画履行状況等調査と連携すること、認証評価機関の自己点検・評価を義務化すること等、評価内容の充実と質の向上を図ることを目的とした取組が各認証評価機関に求められる。
令和元（2019）年	学校教育法が改正され、認証評価機関に対し、受審大学が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを義務付けるとともに、適合認定を受けられなかった大学に対し、文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めることが規定される。
令和 4（2022）年	大学設置基準等が改正され、令和 4（2022）年 10 月から、大学は自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた不断の見直しを行うことが法制化される。

（出典）大学改革支援・学位授与機構編著『内部質保証と外部質保証―社会に開かれた大学教育をめざして―』（大学改革支援・学位授与機構高等教育質保証シリーズ）ぎょうせい, 2020, pp.57-60; 中山進司「認証評価制度に係るこれまでの振り返りと今後の認証評価への期待」『大学評価研究』23 号, 2024.10, pp.86-89 等を基に筆者作成。

制度導入の背景には、①少子化に伴う大学全入時代を迎え、高等教育の質の確保とその保証を行う必要があること、②公的な評価とその結果公表を通じて説明責任を果たすことが求められていること、③国境の壁を越えた高等教育サービスの展開に対応し、国際的な質保証の受け

(15) 早田編著 前掲注(13), p.11.

皿となる仕組みを整備することが求められたことがある。このほかにも、当時、規制改革路線が推進される中で、異なる設置形態（国立・公立・私立）の大学を対象に、市場競争原理が働く評価システムを構築するに当たり、第三者機関に公的な評価の任を委ねようとしたものであるとも説明される⁽¹⁶⁾。

認証評価制度の導入に当たっては、国の関与は謙抑的とし、大学の自主性及び自律性に配慮しながらその教育研究の質の維持向上を図っていくことを基本に据えつつ、大学を評価する最終の評価者は社会であることを前提に、社会の判断を助けるために認証評価結果を公表し、市場競争原理が有効に働くような環境を創出することが目指された⁽¹⁷⁾。

3 認証評価制度の概要

(1) 根拠法令

認証評価制度は、学校教育法に基づいて、国公私全ての大学（大学院大学を含む。）、短期大学及び高等専門学校に対して、定期的に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けることを義務付けるものである（学校教育法第109条第2項）。前述のとおり、国による事前規制（設置認可）を弾力化しつつ、教育研究の質の担保を図るため、設置後の大学の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から導入された。認証評価には、大学等の教育研究等の総合的な状況に関する評価（機関別認証評価）と、専門職大学・専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価（分野別認証評価）があり、前者は7年以内ごと、後者は5年以内ごとに受審する義務がある。なお、本稿においては大学の機関別認証評価を主に扱う。

認証評価は、大学からの求めにより、「大学評価基準」に従って行われる（学校教育法第109条第4項）。大学評価基準に定める項目及び評価方法等は「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（平成16年文部科学省令第7号。以下「細目省令」という。表2参照）に従って各認証評価機関において定めることとされ、統一的なものではない。

表2 細目省令が定める機関別認証評価における大学評価基準・項目

評価基準及び評価の手法	・学校教育法及び大学設置基準等に適合していること ・継続的な研究成果の創出のための環境整備、学修成果の適切な把握及び評価に係る項目が定められていること ・特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること ・評価方法に、自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること ・評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること
評価の必須項目	・教育研究上の基本となる組織に関すること ・教育研究実施組織等に関すること ・教育課程に関すること ・施設及び設備に関すること

(16) 早田幸政「認証評価制度の制度的特質」大学基準協会高等教育のあり方研究会・生和秀敏編著『大学評価の体系化』（JUAA 選書 15）東信堂、2016、pp.154-155。

(17) 工藤潤「第4期認証評価に臨むにあたり」堀井祐介ほか編著『認証評価の近未来を覗く—大学教育の質保証と達成度評価—』エデル研究所、2023、p.8。

評価の必須項目	・卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針（3 ポリシー）に関すること ・教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること ・教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること（重点評価項目） ・財務に関すること ・その他教育研究活動等に関すること
---------	--

（出典）「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（平成 16 年文部科学省令第 7 号）を基に筆者作成。

（2）認証評価機関

認証評価機関の認証要件は、①大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること、②認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること、③認証評価結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること、④認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること、⑤認証取消し後 2 年以内の法人ではないこと、⑥その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないことの六つとなっている（学校教育法第 110 条第 2 項）。

現在、機関別認証評価は、大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人日本高等教育評価機構、一般財団法人大学教育質保証・評価センター、一般財団法人大学・短期大学基準協会の 5 機関が実施している。国立大学は大学改革支援・学位授与機構、私立大学は日本高等教育評価機構又は大学基準協会、公立大学は大学教育質保証・評価センターの認証評価を受ける大学が多い⁽¹⁸⁾。なお、大学教育質保証・評価センターの設置背景には、地方自治体を設置者とする公立大学の管理・運営面での特殊性が他の評価機関に理解されにくいことが一つの理由としてあったという⁽¹⁹⁾。

認証評価機関によって、大学評価基準に定める評価基準数とその構成、評価項目等は異なる。例えば、大学基準協会は 10 の基準の下に 34 の評価項目、大学改革支援・学位授与機構は六つの領域、22 基準の下に 76 の分析項目、日本高等教育評価機構は六つの基準の下に 21 の基準項目、51 の評価の視点を定めている⁽²⁰⁾。どの認証評価機関の認証評価を受けるかは、大学が選択することができる。

（3）評価結果の扱い

評価結果は「適合」又は「不適合」のいずれかで示される（学校教育法第 109 条第 5 項）。文部科学大臣は、不適合となった大学に対し、教育研究等の状況について報告又は資料の提出を求める（学校教育法第 109 条第 7 項）。また、認証評価機関は、不適合となった大学の求めに応じて、再度評価を行うよう努めることとなっている（細目省令第 1 条第 1 項第 6 号）。不適合認定が大学としての存続や、直接的な国からの資金配分に影響することはないが（Ⅲ 1（4）

(18) 「機関別認証評価結果及び設置計画履行状況等調査結果」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20241114-daigakuc01_000028107_1.pdf>

(19) 野田文香「認証評価の課題と可能性」『高等教育研究』23 号, 2020, p.34.

(20) 文部科学省「機関別認証評価における大学評価基準・項目について」（中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ（第 4 回）資料 3-2）2025.7.3. <https://www.mext.go.jp/content/20250702-mxt_koutou02-000043519_07.pdf>

で後述)、大学教育再生戦略推進費⁽²¹⁾等の一部の補助金に申請することができなくなる⁽²²⁾。

認証評価の受審状況と結果は、原則として学部等を開設した年度に入学した学生が卒業する年度（完成年度）までを対象とする「設置計画履行状況等調査結果」⁽²³⁾とあわせて文部科学省ウェブサイトで一覧の形で公開されるほか、個々の評価報告書は各大学のウェブサイトや評価を実施した認証評価機関のウェブサイトでも公表されている。

Ⅱ 海外の制度型評価

大学の質保証につながる制度型評価は世界的に展開されている。本章では、1で概況を確認した上で、2で設置時の認可と設置後の評価の二段階で質保証を行う点で我が国と共通する面がある英国（イングランド）の制度を紹介する。

1 概況

2000年代以降、各国において高等教育の外部質保証システムが整備された後、近年もそのシステムが改革され、外部質保証や内部質保証に関わる利害関係者間の関係に変化が生じている⁽²⁴⁾という。

高等教育に係る制度及び大学と政府の関係は、各国の文化・社会・政治・経済に根ざしており、大学評価も同様である。我が国では米国を参考にしながら導入された面もあるが、米国の大学評価は、多様性・市場競争・ダイナミズムといった米国高等教育の特質の上に成立、発展しており、特に大学間の競争を促す評価による質保証がなされてきた。そのため、米国の制度を我が国に導入しても、我が国では十分に機能するとは限らない⁽²⁵⁾との分析がある。なお、米国には大学の質の基準を一元的に管理する全国規模の組織は存在せず、連邦政府（アクレディテーション⁽²⁶⁾機関の認定を通じ、連邦奨学金の支給対象となる大学の質保証を行う。）、州政府（大学の設置や運営の認可の際の審査によって質保証に関与する。）及びアクレディテーション機関の三者が質保証を担う独特の体制となっている⁽²⁷⁾。

欧州では「欧州高等教育圏（European Higher Education Area: EHEA）」⁽²⁸⁾の構築を目指す動き

(21) 政策課題に特化した誘導型の補助金で、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業や大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援するもの。「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/index.htm>

(22) 文部科学省「令和7年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」公募要領」2025.3, p.10. 日本学術振興会ウェブサイト <https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-tenkairyoku/data/form/01_r7tenkai_koubo.pdf>

(23) 設置計画履行状況等調査結果は、当該年度の調査対象学部等がない場合は「対象外」、調査対象学部等に指摘事項が付されていない場合は「該当なし」、指摘事項が付されている場合は、当該学部等の名称及び指摘事項の内容が区分（「法令違反」「是正」「改善」）ごとに記載される。

(24) 杉本和弘ほか「大学の教学マネジメントに資する「関係モデル」の構築・遂行に関する国際比較研究（1）」『大学教育学会誌』46巻2号, 2024.11, p.107.

(25) 小林 前掲注(3), pp.70-71.

(26) 前掲注(4)

(27) 『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要—アメリカ合衆国— 2016年版』前掲注(4), p.2. なお、2025年3月、ドナルド・トランプ（Donald J. Trump）大統領は、教育に関する権限を政府から州及び家庭に戻す大統領令（Improving Education Outcomes by Empowering Parents, States, and Communities, Executive Order 14242 of March 20, 2025）に署名して、連邦教育省の閉鎖に向けた措置に取り掛かるよう命じたほか、同年4月にはアクレディテーション制度の改革に言及する大統領令（Reforming Accreditation To Strengthen Higher Education, Executive Order 14279 of April 23, 2025）に署名した。本稿執筆時点では制度改革の具体的内容は明らかになっていない。

(28) 各国は独自の教育体系を構築しており、学士・修士の課程制を用いているかどうか、用いている場合も修業年

が高等教育の質保証における各国の協働を促進した。欧州連合（EU）の成立に伴い巨大な労働市場が成立したこと等により、域内での学生の自由移動と高等教育へのアクセスを容易にすることが必要となり、1997年に国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の主導の下、国別の高等教育の質保証の効果の共有を目指して、「欧州圏の高等教育に関する資格の承認に関する条約（Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region）」（通称「リスボン条約」）が批准された⁽²⁹⁾。1999年には、29か国の教育担当大臣が「ボローニャ宣言」に署名し、大学に対して学位や単位の等価性・透明性を確保し、その国際的競争力の強化を図るための改革を推進するよう要請するとともに、2010年までに（後に2020年へと変更）欧州高等教育圏を構築することが目指された⁽³⁰⁾。その過程は「ボローニャ・プロセス」と呼ばれ、ボローニャ・プロセス推進の一環として、高等教育の質保証における各国の協働の促進を目的とする「欧州高等教育質保証協会（the European Association for Quality Assurance in Higher Education: ENQA）」が設立された。

ENQAは、2005年に内部質保証、外部質保証及び外部質保証機関の基準を示す「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン（The Standards and guidelines for quality assurance in the European Higher Education Area: ESG）」を策定した⁽³¹⁾。ESGは、内部質保証においては教育プログラムと学位授与に対する定期的なモニタリング及び学生に対する評価を重視する一方で、外部質保証の役割の力点を内部質保証の機能的有効性の評価に置くことを強調した⁽³²⁾。各国はこのESGを踏まえて、国内の大学に対し内部質保証に関して要求する事項を定め、各大学はそれに準拠するように内部質保証を構築する構造となっている⁽³³⁾。2020年にEUから正式離脱した英国においても、高等教育質保証機構（QAA）がクオリティ・コード（Quality Code）として内部質保証に必要な事項を定めており、ESGとの互換性を維持している⁽³⁴⁾。

限は様々であるなど極めて多様であったが、教育における協力関係構築の取組は1950年代から始まっていた。1976年には欧州共同体（EC）が文化的多様性を尊重しつつ、交流による相互理解の促進を図って共同学習プログラム（後の「エラスムス・プログラム」）を開始し、EUの包括的な教育プログラムであるソクラテス・プログラムへと継承された。EHEA構築に向けた動きは、澤田大祐「欧州高等教育圏の展望と課題」国立国会図書館調査及び立法考査局編『岐路に立つEU—総合調査報告書—』（調査資料2017-3）国立国会図書館，2018，pp.151-167。<<https://dl.ndl.go.jp/pid/11055943>>に詳しい。

(29) 早田幸政『グローバル時代における高等教育質保証の規範構造とその展開』中央大学出版部，2023，pp.73-74。アジア太平洋地域では、「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通称「東京規約」）が結ばれており、我が国は平成29（2017）年12月に4か国目の締結国となった。「高等教育の国際的な動向」文部科学省ウェブサイト<https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/index.htm> 2019年11月、ユネスコ総会において世界各地の地域規約と協調した高等教育の資格の承認のための包摂的な世界的枠組みとして「高等教育の資格の承認に関する世界規約」が採択され、我が国は令和4（2022）年9月に受諾書を寄託した。「高等教育の資格の承認に関する世界規約」の受諾書の寄託 2022.9.14. 外務省ウェブサイト<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_001254.html>

(30) 早田 同上，p.75.

(31) 同上，pp.85-87. ESGは改訂を重ねており、現行は2015年版。“ESG.” European Association for Quality Assurance in Higher Education website<<https://www.enqa.eu/esg-standards-and-guidelines-for-quality-assurance-in-the-european-higher-education-area/#>> 2024年10月、改訂のための運営委員会が発足した。「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン（ESG）」改訂のための運営委員会が発足 2025.1.6. 高等教育質保証の海外動向発信サイト<https://qaupdates.niad.ac.jp/2025/01/06/steeringcommittee_esg/>

(32) 早田 同上，p.102.

(33) 大学改革支援・学位授与機構編著 前掲注(9)，p.43.

(34) クオリティ・コードは、公益や学生の利益を保護し、高等教育の質に関する信頼を守るため、英国の全ての高等教育機関が遵守しなければならない教育の基準と質に関する原則。“UK Quality Code for Higher Education.” Quality Assurance Agency for Higher Education website<<https://www.qaa.ac.uk/the-quality-code#>>

2 英国（イングランド）の制度

英国では、教育の質と水準の維持・向上の第一義的責任は個々の大学が担うべきとの考えが伝統的に定着していたが、1980年代以降、マーガレット・サッチャー（Margaret Hilda Thatcher）政権による高等教育予算の大幅削減、財源の効率的運用、市場による競争原理の導入、高等教育の大衆化などの動きと連動して、外部機関による大学評価が注目されるようになった。大学評価には研究評価と教育評価があり、研究評価は高等教育財政審議会（Higher Education Funding Council: HEFC）が実施し、教育評価は機関別監査を実施する高等教育質保証審議会（Higher Education Quality Council: HEQC）と分野別評価を実施する HEFC の二つの評価機関によって実施されていた⁽³⁵⁾。両機関の活動に重複が多かったこと、両方の評価を受けることは時間と労力を要すること、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドにおいて別々に実施される教育評価を統合・効率化したシステムの構築を望む声が高まったことから、新たな評価機関の創設に向けた協議が行われ、1997年に QAA が設立された⁽³⁶⁾。また、第二次世界大戦後長きにわたり高等教育は公的サービスという考え方の下、無償であったが、1997年に英国高等教育制度検討委員会の報告書（通称「デアリング報告」）⁽³⁷⁾において、受益者負担の原則に基づく授業料無償の見直しが提言されたのを受け、1998/99年度に授業料が導入された⁽³⁸⁾。

英国においては、教育制度とともに質保証も地域ごとに独自の特色を有し、変遷を重ねているが、以下では主にイングランドの現行制度について取り上げる。

(1) OfS による登録制度と質保証

イングランドでは2017年に施行された高等教育・研究法⁽³⁹⁾によって、2018年に独立公共機関である学生局（Office for Students: OfS）が創設された。OfS は、運営費交付金の配分を行うイングランド高等教育財政審議会（Higher Education Funding Council for England: HEFCE）と、低所得層や高等教育への参加率の低い層の高等教育へのアクセス保護を促進する公正機会局（Office for Fair Access: OFFA）を廃止し、それらが担ってきた高等教育の規制機能を引き継ぐ形となった⁽⁴⁰⁾。OfS の主な機能は、イングランドの大学の規制、大学教育の評価、進学機会の平等化、大学の登録、学生の支援・保護、学生への情報提供等である⁽⁴¹⁾。

2018年から OfS が管理する高等教育機関登録制度が導入され、政府からの公的資金の交付、学生支援金の受給、海外留学生の受入れ申請、学位授与権の取得申請及び「大学」の名称使用権の取得申請のうち一つでも希望する場合には、登録が必要となった。登録カテゴリには「承認（法定授業料の上限まで設定可）」（Approved (fee cap)）と「承認」（Approved）の2種類が

(35) 工藤潤「イギリスの大学評価について—高等教育の一元化以降の教育評価の変遷—」大学基準協会高等教育のあり方研究会・生和編著 前掲注(16), p.115.

(36) 同上, pp.122-123.

(37) National Committee of Inquiry into Higher Education, *Higher Education in the Learning Society*, 1997.

(38) 齋藤千尋・榎孝浩「諸外国における大学の授業料と奨学金」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』869号, 2015.7.9, p.4. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9426694/1/1>>

(39) Higher Education and Research Act 2017 c.29.

(40) HEFCE や OFFA に代わる新たな規制機関の必要性については、2015年11月に公布された緑書「私たちの可能性の実現—卓越した教育、社会移動、進路選択—」（Department for Business, Innovation & Skills, *Fulfilling our Potential: Teaching Excellence, Social Mobility and Student Choice*, 2015.）において提言された。緑書は、高等教育の費用の多くを負担する学生は、質の高い教育、情報の開示、学費に見合った価値を要求しているとし、生産性の向上、透明性の向上、教育水準の向上、社会移動の促進、新設・既設大学の公平な扱い、高等教育の構造改革、研究助成の簡素化の七つの改革が必要とした。田中正弘「イギリスの大学教育改革—学生の利益を優先するために—」『IDE—現代の高等教育—』605号, 2018.11, pp.60-61.

(41) 同上, pp.62-64.

ある。前者の場合、授業料を法定上限まで設定できるが、後者は政府が定める基準額までとなる。また、前者の場合、OfS から公的資金が交付される⁽⁴²⁾。

登録及び登録継続に際して満たすべき条件は、A: 様々な背景を持つ学生に向けた高等教育への進学及び学修機会の提供、B: 全ての学生に向けた教育の質、信頼できる基準、高い学修効果、C: 全ての学生の利益保護、D: 財政的な持続可能性、E: 良好なガバナンス、F: 学生への情報提供、G: 授業料及び資金調達に関する説明責任に大別されている⁽⁴³⁾。

機関別評価に相当し、上述の高等教育機関登録制度への登録の可否を判断する根拠として行われる「質・評価レビュー」(Quality and Standards Review) は、OfS の委託を受け、高等教育の質評価に係る独立した専門機関である QAA が実施してきた。しかし、OfS によるリスクベース・アプローチ(問題がない大学については評価を簡素にし、問題がありそうな大学については詳細に評価を行う。)による質監視の考え方と、QAA が重視する大学の自律的な質向上に向けた支援コンセプトの間に乖離(かいり)が見られたことから、2023 年 3 月末にその役割を終了し、同年 4 月以降、イングランドの高等教育の質保証・管理は OfS が直接担っている⁽⁴⁴⁾。OfS と QAA の関係性の変化については、外部質保証と内部質保証の相互の関連において、OfS による高等教育機関登録制度の最低基準遵守と、QAA が志向する高等教育機関の自律的な質向上を分けて捉える国際的潮流の表れ⁽⁴⁵⁾であるとの指摘がある。現在、QAA は国内の政策担当者等高等教育の関係者に向けて、イングランドを含めた英国高等教育の質や質保証の在り方等に関する様々な提言等をウェブサイト上で公表している。

(2) 教育卓越性・学習成果評価枠組み (TEF)

2016 年、英国教育省は、OfS が実施する機関別評価制度として高等教育機関での教育、学習、学生の成果の卓越性を審査する「教育卓越性・学習成果評価枠組み」(Teaching Excellence and Student Outcomes Framework: TEF)を導入した。当初の試行段階では受審は任意とされたが、2019 年 8 月以降は、OfS の高等教育機関登録制度の継続登録要件として、TEF の受審が求められることとなり、イングランドで 500 人以上の学部学生が在籍する高等教育機関は、TEF の受審が必須となった。TEF で格付け(金、銀又は銅)を得た大学は、授業料の上限を物価上昇率に合わせて設定することができる⁽⁴⁶⁾。直近では、2022 年から 2023 年にかけて実施された(以下、この最新の調査結果について言及する際は「TEF 2023」という。)

TEF は、高等教育機関登録制度への登録要件として満たすべき品質の最低基準を上回る「卓越性」について評価を行うものであり、教育の質に注目を集め、各機関の評判に影響を与え、学生の選択に資する情報を提供することを目的としている。TEF の評価は、教育・学術の専門

(42) 『英国の高等教育・質保証システムの概要 第3版』大学改革支援・学位授与機構, 2020, pp.31-32; “Registration with the OfS.” Office for Students website <<https://www.officeforstudents.org.uk/for-providers/registering-with-the-ofs/registration-with-the-ofs-a-guide/>>

(43) “Annex A: Initial and general ongoing conditions of registration.” Office for Students website <<https://www.officeforstudents.org.uk/publications/regulatory-framework-for-higher-education-in-england/annex-a-initial-and-general-ongoing-conditions-of-registration/>>

(44) 杉本ほか 前掲注(24), p.106; 「イングランドの質保証制度をめぐる動き—学生局による機関登録制度に関する QAA の新たなサービス」2023.12.8. 高等教育質保証の海外動向発信サイト <<https://qaupdates.niad.ac.jp/2023/12/08/new-provider-service-qa/>>

(45) 杉本ほか 同上

(46) 『英国の高等教育・質保証システムの概要 第3版』前掲注(42), p.37; “About the Teaching Excellence Framework (TEF).” Office for Students website <<https://www.officeforstudents.org.uk/for-providers/quality-and-standards/about-the-tef/>>

家と学生メンバーによって構成される専門家パネルが行う。評価は高等教育機関提出資料、OfS が提供する TEF 指標、学生側からの提出資料（提出は任意）に基づいて行われる⁽⁴⁷⁾。表 3 に TEF の評価に用いられる資料についてまとめた。

表3 TEF 評価に用いられる資料

資料提出元	評価される事項	
高等教育機関提出資料	機関概要 (Provider context)	教育機関の状況、教育使命と戦略目標、学部生及び学部コースの特徴に関する追加情報
	学生の体験 (Student experience)	教育機関が学生とコースの組合せに関連していると判断し、学生の体験に関連する特徴を示す証拠
	学生の成果 (Student outcomes)	教育機関が学生とコースの組合せに関連していると判断し、学生の成果に関連する特徴を示す証拠
	参考資料 (References)	データ類等
学生局 (OfS) が提供する TEF 指標	学生の体験指標 (Student experience indicators)	全国学生調査 (NSS) の結果を活用した五つの指標 (教授内容、評価とフィードバック、学修支援、学修資源、学生の声)
	学生の成果指標 (Student outcomes indicators)	在籍継続率 (Continuation indicators)、修了率 (Completion indicators)、卒後の進路状況 (Progression indicators)
学生側からの提出資料	学生の体験と成果	学生提出資料は高等教育機関提出資料と TEF 指標を補完する位置付け。学生生活がどのようなものでありその経験から何を得たか、直接的で、独立し、過去のものである TEF 指標に比して最新の学生の視点を提供

(出典) “Regulatory advice 22: Guidance on the Teaching Excellence Framework (TEF) 2023,” 7 October 2022, pp.29,43-44. Office for Students website <https://www.officeforstudents.org.uk/media/7722/ra22-tef-framework-guidance-final_for_web.pdf>; “Teaching Excellence Framework: Guidance on student submissions,” October 2022, p.6. *ibid.* <<https://www.officeforstudents.org.uk/media/7579/tef-guidance-on-student-submissions.pdf>> を基に筆者作成。

TEF は、学生に対し卓越した教育体験がどの程度提供されているかに焦点を当てる「学生の体験」と、学生が学業面その他においてどの程度成功しているかに焦点を当てる「学生の成果」の二つの側面における卓越性を評価する。基準を上回る卓越性を示すランクには、金（学生の体験及び成果は極めて優れている。）、銀（学生の体験及び成果の質が非常に高く、中には極めて優れているものもある。）、銅（学生の体験及び成果はおおむね高品質であり、中には非常に質の高いものもある。）の三つの格付けがあり、格付けを得られない場合は「改善が必要」とされる⁽⁴⁸⁾。評価結果は評価者のコメントとともに専用サイトで公開されている⁽⁴⁹⁾。

TEF 2023 の評価結果総括によると、評価を受けた 227 の高等教育機関のうち、51 機関が金、125 機関が銀、48 機関が銅に格付けされ、3 機関は改善が必要とされた。専門家パネルは格付けをするにとどまらず、各機関が優れていると判断した点又は改善の余地がある点を明確にしている。また、評価を受けるに当たり各機関が提出した資料は、優れた実践例を探求し、自らの教育改善活動に役立てるための貴重な資源となるほか、評価についてより深く理解したいと考えている将来の学生にとっても詳しい情報提供となることが期待されている⁽⁵⁰⁾。

(47) “Regulatory advice 22: Guidance on the Teaching Excellence Framework (TEF) 2023,” 7 October 2022, p.6. Office for Students website <https://www.officeforstudents.org.uk/media/7722/ra22-tef-framework-guidance-final_for_web.pdf>

(48) *ibid.*, pp.9-10.

(49) “Teaching Excellence Framework 2023 Outcomes.” Office for Students website <<https://tef2023.officeforstudents.org.uk/>>

(50) Graeme Rosenberg, “That’s a wrap: TEF 2023 final results published,” 15 Feb 2024. Office for Students website <<https://www.officeforstudents.org.uk/news-blog-and-events/blog/that-s-a-wrap-tef-2023-final-results-published/>> なお、TEF 2023

一方で、TEF に対しては、採用された指標が個々には価値があるとしても、それらを組み合わせで金・銀・銅の格付けをすることは無意味であるとの批判や、指標が教育の質を測定するものとして不適切との批判がある。学生の満足度を上げるための大学から学生への間接的働きかけが指摘され、それが学生調査結果を含む指標の信頼性に対する疑念につながっている⁽⁵¹⁾。

また、一部の大学への訪問調査によると、金の格付けを得た大学では TEF 受審の負担感に関する声は聞かれなかったが、銀に格付けされた大学では、危機感を持って金の獲得に向けて組織的戦略を明確化していたという⁽⁵²⁾。それまであまり光が当てられてこなかった教育に対し大学が注意を払うようになり、大学間の競争を促すことになったとの見方もあるが、大学間の協力を阻害することや、資源配分に影響して大学の研究力を低下させる可能性があることも課題として指摘されている⁽⁵³⁾。

TEF の導入がイングランドの大学界にもたらした影響は、段階別評価の採用について検討中の(Ⅲ 2 で後述)我が国の参考となる面もあろう。TEF の改善については議論が続けられており、その動向が注目される。2025 年 6 月、OfS の担当者は、TEF を中核とする単一の評価制度への統合、評価対象の大学院レベルへの拡大、評価手法の変更(提出資料において改善に重きを置くことや訪問調査の導入)等について検討していると明らかにしている⁽⁵⁴⁾。

Ⅲ 認証評価制度の課題と中教審における議論

1 認証評価制度の課題

我が国において認証評価制度が導入されてから約 20 年が経過し、制度の改善を重ねて定着してきた中で、様々な課題が指摘されている。以下に主な指摘を整理する。

(1) 複数の評価機関と尺度

I 3 で確認したとおり、現行制度では、機関別評価を行う認証評価機関だけでも 5 機関存在し、各大学はどの評価機関を受審してもよい。この点について、評価機関が複数あり、それぞれの大学評価基準で用いられる項目や基準、用語が異なっていることの分かりづらさを問題視する意見がある⁽⁵⁵⁾。

また、令和 4(2022)年 3 月に中教審大学分科会質保証システム部会が取りまとめた「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」において、内部質保証の体制・取組が特に優れていることが認定された大学に対しては、次回の評価においてその体制・取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなど弾力的な措置を可能とすることや、不適合の大学については受審の間隔を短縮するなどの提案

のデータ公開サイト(*ibid.*)の数は、合併や資格情報の変更により随時更新されるため、結果総括の記事の数と異なる場合がある。“Updates to TEF 2023 ratings.” *ibid.* <<https://www.officeforstudents.org.uk/for-providers/quality-and-standards/tef-2023-ratings/updates-to-tef-2023-ratings/>>

(51) 芝田政之「イングランドの教育評価制度導入への挑戦」『IDE—現代の高等教育—』622 号, 2020.7, p.31.

(52) 林透・大関智史「英国の大学における教育プログラム評価に関する考察—日本の高等教育における教学マネジメント発展のための視座—」『大学評価研究』20 号, 2021.10, p.123.

(53) 芝田 前掲注(51)

(54) Graeme Rosenberg, “Developing our future approach to quality assessment,” 5 Jun 2025. Office for Students website <<https://www.officeforstudents.org.uk/news-blog-and-events/blog/developing-our-future-approach-to-quality-assessment/>>

(55) 前田早苗「内部質保証重視の第 3 期認証評価から展望する大学の質保証」堀井ほか編著 前掲注(17), p.26; 増谷文生「認証評価を社会に開くためにできること—大学取材記者の小さな提案—」『大学評価研究』23 号, 2024.10, p.82.

がなされた⁽⁵⁶⁾。これに関しては、扱いに差をつける措置は各認証評価に差がないことが前提となり、評価機関ごとに判断に差があるにもかかわらず、優遇措置を講じたり、受審の間隔を短縮したりするのは不公平との指摘がある⁽⁵⁷⁾。

(2) 評価疲れ

認証評価に伴う大学の「評価疲れ」は、制度導入から数年で既に指摘されている問題である⁽⁵⁸⁾。評価疲れは、作業量の多さに起因する「評価作業の負担感」、評価方法への不満・疑問による「評価制度への不信感」、評価の目的・意味・必要性・結果の活用方法が分からない「評価目的の不透明感」が複合的な要因となって引き起こされているとの分析がある⁽⁵⁹⁾。評価作業の負担については、質の保証を重んじるあまり提出資料が膨大となる一方、それらの資料によって、本当に内部質保証が機能しているのかが確認できているとは言えないとして、資料の削減と実地調査による対話を重視する方向への転換を求める声もある⁽⁶⁰⁾。また、様々な競争的資金があり、各大学は研究資金の獲得のためにこれらに応募せねばならず、大学教員は少ない資源で多くの仕事を行わなければならない環境下に置かれている点に関する指摘もある⁽⁶¹⁾。

(3) 評価の重層化

現在、国立大学に対しては、国立大学法人評価委員会が行う「国立大学法人評価」（6年サイクルで実施され、終了時のほか中間評価も行われる。）があり、その評価結果が運営費交付金の配分に反映される。また、それとは別に、令和元（2019）年度から、運営費交付金の配分に際し、各国立大学法人等の成果や実績を評価する「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の仕組みが導入された⁽⁶²⁾。これに加えて、多くの国立大学では、独自の「部局評価」や教員の「個人評価」が毎年実施されている。このように様々な評価が実施される中で、評価のための指標や基準がどのような目的を実現するために求められているのか、全体像を理解している教職員は極めて限られているのではないかと指摘がある⁽⁶³⁾。

公立大学においても、国立大学評価と同様に、公的財政支出を受ける法人が自ら定めた目標・計画に沿って成果を上げているかについての、業績評価としての側面を有する公立大学法人評価を行う必要がある⁽⁶⁴⁾。法により一斉に法人化された国立大学は、（根拠法の条文や所管する課は異なるものの）国立大学法人評価と認証評価の受審スケジュールを、うまく組み合わせて

(56) 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」2022.3.18, p.21. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_koutou01-000021600_0014.pdf>

(57) 田代守「認証評価の基本的視点と大学評価の特質・今後の方向性」堀井ほか編著 前掲注(17), pp.122-123.

(58) 前田早苗「大学評価の主役は誰か 注目される“メタ”評価機関」『アルカディア学報』No.296. 日本私立大学協会ウェブサイト <<https://www.shidaikyo.or.jp/riihe/research/arcadia/0296.html>>

(59) 戸田山和久「認証評価制度の「評価」のためのプロレゴメナ」『大学評価研究』23号, 2024.10, pp.15-17.

(60) 前田 前掲注(55), p.27.

(61) 山本真一「大学・政府・社会—日本における近年の大学改革の背景—」山田編著 前掲注(3), p.114.

(62) 卒業・修了者の就職・進学等の状況、若手研究者比率、常勤教員当たり研究業績数、寄附金等の経営資金獲得実績等の11の指標に基づき評価が行われる。「令和7年度国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20240404-mxt_hojinka-100014170_1.pdf>

(63) 植木俊哉「「認証評価」20年の成果と「大学評価」をめぐる課題」『IDE—現代の高等教育—』664号, 2024.10, pp.42-43.

(64) 中田晃「大学教育質保証・評価センターの認証評価の実績と展望—2つの評価基準による内部質保証の評価に着目して—」『大学評価研究』23号, 2024.10, p.115.

対応を図ってきた一方、制度発足の後に個別に法人化が進んだ公立大学は、自大学の法人化のタイミングや構造設計をめぐって、設置自治体との折衝への対応を優先させてきた⁽⁶⁵⁾と、公立大学独自の困難さを指摘する声もある。

(4) 評価結果の活用

評価結果は、大学にとっては自己変革の参考となり、受験生や高校関係者にとっては進路選択の手段となる。また、企業にとっては有効な投資先の選定や有能な人材獲得の手段であり、国にとっては我が国の学位水準の保証のための手段である。しかし、現行制度の評価は利害関係者のニーズに十分応えているとは言えないとの指摘がある⁽⁶⁶⁾。主な指摘を評価目的の不透明感に由来するものと社会の関心の低さに起因するものに分けて紹介する。

(i) 目的の不透明感

認証評価の結果が、適合か不適合かでしか判断されず、不適合になったとしても文部科学大臣への報告というペナルティはあるが設置認可が取り消されることはない、大学側にとって気がかりな運営費交付金を始めとする資源配分に傾斜をつけるための目安にもなっていないなどと、大きなインセンティブもペナルティもない点が不満や改善要望につながっているとの意見がある⁽⁶⁷⁾。「適合」とされた大学において、次回受審までの期間中に最低基準としての大学評価基準の該当項目が不適合状態に陥ったとしても、極めてまれなケースを除き、認証評価機関の適合判定の効果が7年間持続することが事実上容認されている点を疑問視する声もある⁽⁶⁸⁾。

政府は国会において、評価結果を行政処分又は直接的な資源配分（国立大学運営費交付金や私学助成の配分）に結び付ける仕組みとなっていないのは、認証評価は評価機関が独自に定める大学評価基準によって行われており、それらに一定の共通性はあるものの完全には同一ではないためと答弁している⁽⁶⁹⁾。

(ii) 社会の関心

社会の認証評価への関心や認知度の低さへの指摘もある。認証評価の結果に注目が集まるのは、大学が大きな社会的ダメージを受けるような不祥事を起こした時と、産学連携や出資を取りやめる事態になった時などで、認証評価自体が大学関係者の世界に閉じたものになっているとの指摘がある⁽⁷⁰⁾。

米国には教育・研究実態がないにもかかわらず大学を名乗り学位を売るディプロマ・ミル（学位工場）の問題があり、連邦政府等が認定した評価機関から適格認定を受けないと「まともな大学」とみなされない。また、連邦政府や州政府は、適格認定を受けた大学の学生にのみ奨学金等の経済的支援を行うほか、連邦政府や州政府による補助金の配付、寄付者による寄付先の選定、企業による就職希望者の資格審査にも、適格認定されていることが判断の要素となっている点、受験生やその保護者が進学を検討する際に評価結果を確認している点に関して、我が

⁽⁶⁵⁾ 同上, p.118.

⁽⁶⁶⁾ 生和秀敏「大学評価論の枠組み」大学基準協会高等教育のあり方研究会・生和編著 前掲注(16), p.280.

⁽⁶⁷⁾ 戸田山 前掲注(59), p.18; 増谷 前掲注(55), p.80.

⁽⁶⁸⁾ 早田幸政「『大学評価基準』の在り方を中心とした認証評価の課題・展望」『大学評価研究』23号, 2024.10, p.25.

米国の教育機関別ア krediteーションでは、10年の有効期間中もモニタリングを行い、課題を抱えた大学に対し、ア krediteーションの地位を継続させるか否かを常時管理している。同, p.28.

⁽⁶⁹⁾ 第198回国会衆議院文部科学委員会議録第7号 平成31年4月3日 pp.20, 26.

⁽⁷⁰⁾ 増谷 前掲注(55), p.81.

国における社会の受けとめとの違いも指摘されている⁽⁷¹⁾。

(5) 受審機関側の課題

認証評価を受審する側の課題を指摘する意見もある。大学に内部質保証を行う能力がなければ、各大学が自ら行う自己点検と評価を第三者機関が外部から評価する認証評価制度は十分に機能しない。しかし、内部質保証や教学マネジメントの重要性を理解している大学と、認証評価を場当たりの的に乗り切る対応をしている大学とが併存しているのが実情であり、評価結果がさほど大きな影響力を持たないとなると、認証評価が定期的に繰り返されるルーティンワークと捉えられるようになりはしないかとの指摘がある⁽⁷²⁾。

また、内部質保証は大学の改善・向上を自主的・自律的に行うものであるが、認証評価機関や学外者に対して質を保証できていることを示すための文書化が中心になっている面があり、各大学が内部質保証を自主的、自律的に行っているという実感を持っているか、疑問視する声もある⁽⁷³⁾。

(6) 評価機関の課題

認証評価機関として認証を得るためには、中教審に設置される認証評価機関の認証に関する審査委員会において、認証評価機関に求められる要件の充足状況や評価活動の持続可能性等について審査される。しかし、一旦、認証評価機関として認証されると、その後は特段の審査はなく、「大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況」について定期的自己点検・評価の実施とその結果公表を義務付けているのみである点を課題として指摘する声がある⁽⁷⁴⁾。大学評価基準を改定した場合も、文部科学大臣に届出を行う必要はあるが、改定した基準が適切であるという第三者による証明はない⁽⁷⁵⁾。

また、認証評価制度を我が国の質保証システムの重要な装置の一つとして位置付けるのであれば、認証評価機関自身においても内部質保証システムを整備し機能させることが不可欠であり、認証評価機関に対する定期的審査又は認証評価機関に対する第三者評価システム構築の可能性を検討すべきとの意見がある⁽⁷⁶⁾。

このほか、本稿においては機関別評価を主に取り上げ、分野別評価については扱っていないが、評価対象が機関別と分野別に分かれている点に関連する課題も指摘されている。近年、専門分野は細分化され、分野によっては専門職大学院や専門職大学が1校しか設置されていないこともある。現行制度はそのような場合も分野に対応した認証評価機関を必要としている。この状況では、認証評価機関が安定した評価組織体制、事務局体制及び財政基盤を維持することは非常に難しく、評価機関として持続的活動が見込めないとの意見がある⁽⁷⁷⁾。

(71) 同上, p.83.

(72) 林隆之「内部質保証システムの実質化に向けて」『大学評価研究』23号, 2024.10, p.33.

(73) 前田 前掲注(55), p.24.

(74) 工藤潤「特集テーマ設定の趣旨—第4期認証評価の課題と展望—」『大学評価研究』23号, 2024.10, p.10.

(75) 原和世「INQAAHE GGP 外部評価からの示唆—質保証機関の質向上とグローバルスタンダードへの挑戦—」『大学評価研究』23号, 2024.10, p.69.

(76) 工藤 前掲注(17), p.14.

(77) 工藤 前掲注(74), p.10.

2 中教審における議論

(1) 知の総和答申

I 2においても確認したが、我が国の認証評価制度は、中教審答申等を踏まえ、順次改善が試みられてきた。令和7年(2025)年2月の知の総和答申は、目指す将来像の実現のために「知の総和」(数×能力)を向上させることが必須で、そのために、少子化による規模の縮小をカバーする教育研究の質向上が必要であるとした⁽⁷⁸⁾。教育研究の質向上のための方策の一つとして、新たな高等教育の質保証・向上システムの構築を掲げ、大学設置基準及び設置認可審査の見直しとともに、認証評価制度については、評価のための評価から脱却し、評価の在り方や内容、活用方法等を含め、質確保と評価の負担軽減のバランスを踏まえた抜本的な見直しが必要であるとした。見直しの具体策としては、単に評価基準に対する適合・不適合を判定するのではなく、学生が在学中にどの程度力を伸ばすことができたかについて、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、その結果を教育の質として段階別に示して公表すること、学部・研究科等に応じた定性的評価を導入すること、評価結果を国民に分かりやすく公表する仕組みを構築すること等を挙げた⁽⁷⁹⁾。

知の総和答申を受けて、令和7(2025)年4月、中教審大学分科会に質向上・質保証システム部会(以下「部会」という。)が設置され、大学設置基準や設置認可審査、認証評価制度等が一体として検討されることとなり、特に認証評価の在り方について検討するため、部会の下に「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)が設置された⁽⁸⁰⁾。

(2) ワーキンググループにおける議論

令和7(2025)年5月から、ワーキンググループは、認証評価機関、評価を受審する大学の所属団体(国立大学協会等)、評価結果を活用する団体(全国高等学校校長会や日本経済団体連合会等)へのヒアリングを重ね、その内容も踏まえて、新たな認証評価の在り方について議論を行っている。同年8月には部会、9月には大学分科会に「議論の整理」が報告された⁽⁸¹⁾。

「議論の整理」では、現行の認証評価について、①現在の認証評価が果たす社会的機能を再確認する必要性、②評価者・被評価者双方への負担が重く、インセンティブを感じづらいこと、③認証評価を通じた内部質保証の意識を大学内で十分に共有できていない可能性があることを課題として指摘している。これらの課題と知の総和答申の提言を踏まえ、ワーキンググループでは、学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築、社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現、効果的かつ効率的な評価の実現の三つの方向性で、認証評価制度の改革を行うこととするとしている。そして、三つの方向性を踏まえ、現在の認証評価制度の見直しを通じた新たな評価制度の構築に向けて、五つの基本的枠組みごとに論点及び今後検討を進める際に考慮すべき点を示している。主な内容を表4にまとめた。

(78) 中央教育審議会 前掲注(1), pp.4-7.

(79) 同上, pp.20-21.

(80) 「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループについて」(中央教育審議会大学分科会 質向上・質保証システム部会教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ(第1回)資料1-1) 2025.5.12. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20250507-mxt_koutou02-000042363_02.pdf>

(81) 「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ ここまでの議論の整理」(中央教育審議会大学分科会(第185回)資料2-2) 2025.9.3. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20250903-mxt_koutou02-000044523_4.pdf>

表4 新たな評価制度の基本的枠組みと論点及び検討事項

枠組み	論点と検討事項	
評価の主体	評価主体の在り方：ピア・レビューの維持及び評価基準・観点の調整組織を設置することによる評価の整合性の確保	・書面審査や実地調査、ヒアリング等を通じて行っている定性的評価（ピア・レビュー）の経験を積極的に活かす。 ・評価の公平性を担保できるよう、評価に必要な基準・項目を明確にするとともに、評価機関によるばらつきをなくするための調整組織の設置を検討する。
	評価主体の質の確保：評価機関に対する定期的な確認	評価機関自身が自己点検・評価を実施していくとともに、評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣も評価が適正に行われているか確認するシステムを設けることを検討する。
評価対象	学部・学科、研究科の「教育の質」の評価を重視する制度への転換	養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかという点を可視化し、それに基づき教育改善がなされているかという点に重きを置いた評価への見直しが必要であり、そのためには学位プログラムごとに評価を行う視点が必要である。
評価の視点	評価の基準・項目：内部質保証システム及び学修成果と改善、項目及び指標の共通化	・共通的な基準・項目、指標等を定め、具体的な評価基準・項目、指標等のモデルを示すことを検討する。評価に当たっては、直接評価と間接評価（全国学生調査^(注)）の双方の観点で学修成果の可視化を行う。 ・類似するところの多い、国立大学評価における教育に関する現況分析は廃止も含めて検討する。 ・国際的な評価機関による評価により、新たな評価に係る業務を大幅に簡略化する。
	ディプロマ・ポリシー等の再検証	高等教育機関は自らが掲げる養成すべき人材像とディプロマ・ポリシーが、学生にどのような力を身に付けてもらいたいのか、学修成果として可視化しうるものになっているか改めて検討し、具体的かつ十分なものが再検証する。
評価手続	評価結果の在り方：わかりやすく、かつ、改善につながる段階別評価	先進的な取組や課題を把握・共有しやすくなること、自己改革・自己改善の取組が進むことが期待されることから段階別評価を導入する方向で検討する。
	評価サイクル	6年制の学部があること、国立大学法人の中期目標期間が6年サイクルであることを考慮し、評価のサイクルを検討する。
	評価手続の効率化：データベースの構築やオンラインの積極的な活用	・各高等教育機関、評価機関及び文部科学省で必要なデータを共有できるシステムを構築する。 ・実地調査に加え、オンラインでの面談等を活用する。
評価結果の公表・活用	評価結果の公表	しかるべき主体が評価結果を一元的に公表し、公表内容に統一性を持たせ、社会が利用しやすい公表の在り方を構築する。各高等教育機関の個性・特色の明確化を図り、その多様性を明らかにするよう配慮する。
	評価結果の活用の在り方	・各高等教育機関の改善努力を後押しできるよう、評価結果を、例えば、資源配分等の国の政策に活用することも検討する。 ・良好な評価結果を受けた機関に対しては、受審期間を延長する若しくは次回の評価における評価項目の軽減など、インセンティブの付与を検討する。

(注) 学修者本位の教育への転換を目指す取組の一環として、学修の主体である学生目線からの大学教育や学びの実態把握を通じて、教育改善への活用、理解促進等のために実施する調査。試行を経て令和7(2025)年度から原則として毎年実施される。「全国学生調査」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/chousa/1421136.htm>

(出典)「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ ここまでの議論の整理」(中央教育審議会大学分科会(第185回)資料2-2)2025.9.3. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20250903-mxt_koutou02-000044523_4.pdf> を基に筆者作成。

検討事項とされた内容は、評価基準の整合性の確保、他の評価体系との調整による評価に係る負担の軽減、評価結果によるインセンティブの付与等、現行の評価制度について課題として

指摘されている事項の改善につながる案が盛り込まれている。段階的評価の導入については、主体的な改革の支援によって教育の質を保証するのが評価の役割であり優劣の判断や格付けを目的とするものではない⁽⁸²⁾、大学や学部、学科ごとに3ポリシーが異なり同じ基準で教育の質を比較する標準化された仕組みがない以上、誤解を招くことがないように段階評価となることを期待する⁽⁸³⁾等、受審機関側から慎重な対応を望む意見が示されたが、知の総和答申に沿って検討することとされている。議論が進み、詳細化される中で、各事項についてどのように関係者の合意を取り、実現に向けて動き出すか、今後の取扱いが注目される。

3 認証評価と質保証の在り方に関する指摘

認証評価と質保証の在り方については、Ⅲ 1 で確認したとおり現行制度に対する個々の問題点への指摘のほかに、認証評価そのものの在り方や認証評価が質保証にどの程度資するものであるかといった点に対する指摘もある。最後にそれらを紹介する。

我が国においては、諸外国に比べて質保証に関わる利害関係者相互の関係性について再構築が進んでおらず、トップダウン型の政策過程の中で、政府から大学への一方向の細部にわたる管理や政策・財政誘導が年々強まる傾向にある結果、質保証に対する当事者意識や組織的な質文化が醸成されづらい状況にあるとの指摘がある⁽⁸⁴⁾。直近の令和4（2022）年の大学設置基準の改正は、3ポリシーに基づく学位プログラム（学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラム）の編成と、それを基礎とした内部質保証による教育研究活動の不断の見直しの考え方を根幹としている⁽⁸⁵⁾。これによって、各大学は内部質保証を単に認証評価対応として形だけ揃えるのではなく、学位プログラムの質保証に向けて自覚的に実施しなければならないものであることを、改めて理解する必要があるとの意見がある⁽⁸⁶⁾。一方で、大学設置基準の改正による内部質保証の機能の強化は、マイクロマネジメントとしての制度への対応に大学が苦慮するにとどまり、大学の努力による質的向上にはつながらないとの指摘もある⁽⁸⁷⁾。

また、実施されている評価が、教育環境の整備状況や活動の実態等が目標を達成しているかどうかに関する「現況評価」にとどまり、改善・改革の方向を探る内容となっていない点を指摘する意見もある⁽⁸⁸⁾。

認証評価の目的が最低基準への適合性を判断するためのものなのか、大学の質の維持向上を

82) 日本私立短期大学協会「認証評価制度について」（中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ（第3回）資料1-6）2025.6.10, p.4. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20250609-mxt_koutou02-000043017_07.pdf>

83) 国立大学協会「新たな認証評価制度への期待」（中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ（第3回）資料1-1）2025.6.10, p.3. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20250609-mxt_koutou02-000043017_02.pdf>

84) 杉本ほか 前掲注(24), p.107.

85) 「令和4年度大学設置基準等の改正について一学修者本位の大学教育の実現に向けて―」[文部科学省], [2022], pp.12-13. <https://www.mext.go.jp/content/20220930-mxt_daigakuc01-000025195_05.pdf>

86) 工藤潤「認証評価機関として大学設置基準の改正にどう対応するか」『IDE—現代の高等教育—』652号, 2023.7, p.41.

87) 大津正知「大学設置基準の改正の動向と大学の質保証システムへの影響の研究」『茨城大学大学教育論叢大学教育研究』8号, 2025, pp.26-27.

88) 生和秀敏「大学評価のPDCAモデル」大学基準協会高等教育のあり方研究会・生和編著 前掲注(16), pp.298-299.

支援するためのものなのか曖昧である点も課題とされる⁽⁸⁹⁾。現行の認証評価制度は学校教育法を法的根拠とするものであるが、認証評価機関が策定する大学評価基準は文部科学省の省令である大学設置基準を踏まえて定められるものとなっており、大学設置基準が事実上大学設置の最低基準という枠を超えて、大学の水準向上の基準としての役割を果たしている⁽⁹⁰⁾。大学の最低基準の充足状況の確認を通じた質保証と、大学の特徴の伸張を期す評価を誘引する向上基準が規範構造上受審大学側にとって認識しづらい状況であり、最低基準と向上基準の意義・内容の明確化が必要との指摘もある⁽⁹¹⁾。

おわりに

大学が優れた教育により未来を担う人材を育成し、研究開発によって様々な課題の解決や新たな価値の創出を行う重要な社会基盤であることは改めて述べるまでもない。

認証評価制度による質保証が有効に機能しているかどうかについては評価が分かれる面もあるが、第三者機関による外部質保証と大学内における内部質保証が協働することによって、初めて高等教育の質を維持あるいは向上することができる⁽⁹²⁾との指摘もあるように、大学の質向上に対して認証評価制度が果たす役割は大きいと言えよう。また、高等教育の国際化の観点からも、認証評価によって質保証を行っていく意義に留意する必要があるだろう。

大学数は令和3（2021）年度に800を超え⁽⁹³⁾、大学学部進学率は令和6（2024）年度に59.1%と過去最高を記録した⁽⁹⁴⁾。多くの選択肢がある中で、大学が選ばれる基準は、「志望する大学に価値があると認め、自分のキャリア形成に必要と思い、入学したら満足が得られそう」かどうかであり、学修者本位の満足と出口（職業）を充実させた教育プログラムを持つ大学が「選ばれる大学」になる⁽⁹⁵⁾との声がある。認証評価制度が、評価結果の公表をもって社会的に評価を受け、評価結果を踏まえて高等教育機関が自己改善を行っていくことを促進する目的で導入されたことを顧みても、より公正で、分かりやすく、社会に開かれたものとなり、学生の大学選択にも資する内容となることが期待される。また、ランキング等による序列化につながることなく、個々の大学の個性や特色を反映した評価となることも求められる。

認証評価を受審する大学、評価を実施する認証評価機関、公表された評価結果を活用することが期待される学生や経済界と、立場によって、また同一の立場内でも認証評価に求めるものが異なることもあろうが、評価にかかる労力に見合う活用がなされ、より高等教育の質向上につながる改善となるよう、いかに合意点を見いだしていくかが注目される。

（あずま ひろこ）

⁽⁸⁹⁾ 生和秀敏「調査研究の総括」大学基準協会高等教育のあり方研究会・生和編著 同上, p.385.

⁽⁹⁰⁾ 大津 前掲注(87), p.25.

⁽⁹¹⁾ 早田 前掲注(68), p.24

⁽⁹²⁾ 山田礼子「間接評価の開発とその効果の検証」同編著 前掲注(3), p.13.

⁽⁹³⁾ 文部科学省「学校数（昭和23年～）」『学校基本調査 年次統計』e-Stat ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000031852301>

⁽⁹⁴⁾ 文部科学省「進学率（昭和23年～）」同上 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000031852304>

⁽⁹⁵⁾ 入澤充「第4期認証評価に向けての課題—「教育の質保証」の充実のための取組をどう評価するのか—」『大学評価研究』23号, 2024.10, p.57.